

2017年8月 家計簿だより

京都生活協同組合
組織運営部
電話 075-672-6304
FAX 075-661-4311

～5月のおたよりから～

※おめでとうございます※

結婚して以来、初めて夫の収入が退職前の私の収入を超えてくれました。転職・転居・解雇・再就職…と結婚してから2度職を変わり、その度に給与もイチからのスタート。私もパートや契約社員やらと奔走する中、子どもが生まれ親子3人でよく暮らしてゆけるものだ和我ながら感心する程の節制ぶり。今の職場に恵まれて今年度から夫が正職員になってくれたおかげでいろんな“手当“がつくようになって、今月からやっとな“貯金“と“生活費以外“に回せる余裕がほんの少し増えました。お祝いもかねて今月だけは息子連れて出掛けたり、外食したり、の豪遊ぶり。まだまだこれから教育費を貯めないといけない日々は続きますが、まずはこの4年、一緒に耐えてくれた夫に拍手です!! (32歳)



※ひとまず、やれやれかな※

ひとり大学を卒業できましたが、お給料がもらえるまでは生計を共にと思い、家族に入れてあります。車が必要になり購入しました。これで支援は最後かな…と思います。 (48歳)



※同感です!※

パートの時給に日祝手当が加算されるようになりました。介護職や保育士の方たちの給与アップの政策のおかげです。わずかですが給与が増えてうれしいです。でも一般職からみれば同年代での給与差はまだまだ大きいです。若い方が働けるようにもっと給与が上がれば良いのと思います。とは言え、そのために介護保険料が上がるのは高齢者にとってはたいへんです。国の社会保障費も増える一方。やはり平等負担で消費税アップという事でしょうか。難しい問題ですね。健康に気を付けて、せめて医療費の減額に少しでも貢献できればと思います。(66歳)

※いやあ、お見事!!※

今月の3分の1は主人が日本にいました。このうち2泊3日夫婦で旅行、しかも無計画で!! 朝、出発前に予約して。子ども(18才、22才の娘たち)には到着してから夜、2人でご飯食べて～みたいな感じで、犬2匹、猫4匹のエサ・水・トイレきれいにして～頼むわ～みたいな感じで…。なので教養娯楽費が多いけど、主人が中国の手当てから全て出してくれたので高速代とかガソリン代は日本の生活費の中からですけど…。でも楽しかった! いい天気にも恵まれてたくさん写真もとれたし、インスタにもバンバンのせて!! 次は…6月に花がいっぱいあるところに行きたいなあ。(48歳)



※今年は…※

今年は我が家の果物が変。梅とビワはたくさん実ったのに、昨年まで鈴なりだったスモモとモモ、グミは何も身がついていなくて残念でした。梅は梅酒・梅シロップ・梅酵素を作ったので部屋の中は梅の香りがしてスッキリしています。

売電はだいぶ多くなり、今年の5月と比べると使用量が37%減で800円安くなって売電代で設備費の6,579円を支払ってもおつりがくるようになりました。これから1年を通してチェックしていきますが、持ち出しがないと思うだけで嬉しくなります。(65歳)

※素直な私※

5月の連休も年金生活者にはさほど変化はなかったものの、墓参りや集会参加などに出かけた。5月というのに真夏日があり、真夏が心配になる。東京に住む長男夫婦の第1子誕生を待ったので新幹線のチケットを用意するなどの出費があった。お祝いの品は勝手に買わないように娘から釘をさされたので準備していない。娘の出産のときは初孫だったため早くから買いそろえていたが、お嫁さんにはそういう押しつけは迷惑よ、との娘の意見を素直に聞いた私です。

(65歳)



※お友達の分まで…※

70年来の友人である一番親しい同級生が今月中ごろ亡くなった。直前まで元気でランチの約束をしていたのに、急に体調を崩し10日ばかりの入院生活で亡くなった。それをご子息から電話で聞いて、頭から血の気が引きポーとしてしまった。お葬式にはとりあえず列席してお見送りをした。ガタガタになった身体を引きずって帰宅したものの、それから熱を出して1週間ばかりブラブラ状態だった。知り合いが亡くなったために、こんな状態になったのは身内を含めても初めてのことである。高年齢のせいかな。まあまあ何とか元の程度の元気を取り戻して、友人にはまだ引っ張らないでね、とお願いした次第。(89歳)

※本当に…※

5月は固定資産税など税金が出ていくのでやはり赤字になりました。だがしかし、今年は車がリースだから車にかかる税金はコミコミ料金で楽です。トータルで見れば車のお金はリースでは高い。でも平均して出ていくので教育費がピークの時期は助かっています。固定資産税は家の資産価値が落ちたなあ〜って思います。時間が経つとももの値打ちが下がるのは仕方ないことです。屋根と壁のあるところに住めればそれで幸せです。忙しくて後回しになっていた子どもの怪我の共済金請求をやっと済ませました。今月は私が皮膚科に通院した費用も多かったです。家計簿を入力しながら、今月はこんなだったなあ〜と振り返れます。これがないと忙しい日々ではただ毎日過ぎていくばかりです。家計簿ってすごくいい習慣だと思います。(42歳)

60 歳になり、今から保険料を納めてもいいの？

新たに保険料を納付すると
年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

今回は年金シリーズ最後になります。年金の仕組みなど理解していただけたでしょうか。年金は予測が難しい自分の寿命や経済変動にも対応し、生きている限りもらえるものであり、私たちの老後の生活と資金計画を支える柱となる大切なものです。自分の年金については「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録を見ることができます。再度ご確認ください。現在、持ち主が確認できない記録が、今なお約 2000 万件も残っています。この中にご自身の記録が残っていると年金を受け取れることがあります。

◎60 歳以上の方も国民年金に加入できます(任意加入制度)

加入希望により、「60 歳から 65 歳まで」の 5 年間、国民年金保険料を納めることで 65 歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。(資格期間が 10 年に満たない方でも、最長 70 歳までに国民年金に任意加入することで、資格期間がふえ、年金を受け取れるようになります)

◎過去 5 年間に納め忘れた保険料を納めることができます(後納制度・・・平成 30 年 9 月まで)

保険料を納めることで年金を受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。

◎専業主婦(主夫)の届け出漏れの期間のお届け(特定期間該当届・・・平成 30 年 3 月まで)

会社員の夫が退職したときや妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れた時などには国民年金を 3 号から 1 号に切り替える必要があります。過去に 2 年以上切替が遅れたことがある場合、切替が遅れた期間の記録が保険料未納金になっています。

◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間があります(カラ期間)

以下の①から④に示す合算対象期間(カラ期間)は、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間ですが、年金額の算定には反映されません。

- ①昭和 61 年 3 月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間
- ②平成 3 年 3 月以前に学生だった期間
- ③海外に住んでいた期間
- ④脱退手当金の支給対象となった期間

最後にこれからの年金を考えていくために日本の公的年金制度の歩みを見てみましょう！

昭和 36 年	国民皆年金体制のスタート
昭和 61 年	基礎年金制度の創設(公的年金制度を 2 階建ての仕組みに再編、統合する)
平成 3 年	20 歳以上の学生が国民年金に強制加入する制度開始
平成 9 年	基礎年金番号の導入(1 人に一つの番号)
平成 16 年	マクロ経済スライドの導入、保険料水準固定方式の導入、在職老齢年金制度の見直し
平成 23 年	「国民皆年金 50 年」全国民の約 4 人に 1 人が公的年金を受給し、国民老後生活の柱となる